

公共ライドシェア(日中)の実施について



◆「公共ライドシェア」とは

- ◎道路運送法第78条第2号を適用し、
- ◎市や非営利団体が主体となって、
- ◎自家用車(白ナンバー)で、
- ◎有償で運行するもの。 → 自家用有償旅客運送

白ナンバーで有料送迎することは本来禁止されている。
(白タク)

- ◎運行管理や車両管理をノウハウのある交通事業者へお願いする。

→ 事業者協力型自家用有償旅客運送

※今回は市が車両を用意する。

	2号(公共ライドシェア)	3号(日本版ライドシェア)
目的	交通空白地の解消 (主に過疎地域)	タクシー不足の解消 (主にインバウンド対応)
空白地(時間)の指定	地域公共交通会議での協議による	国土交通省の指定による
実施主体	市町村もしくは非営利団体	タクシー会社
車両	実施主体が準備	自家用自動車も可
運転者の雇用	実施主体が雇用 ※運行管理を交通事業者へ委託できるようになった。 「雇用も含めて運行管理」とすれば、交通事業者雇用も可	業務委託は認めず、タクシー会社が雇用する
対価の設定	地域公共交通会議での協議による(タクシー運賃の約8割までを目安)	タクシー運賃(事前確定)
特徴	<ul style="list-style-type: none">法改正前は運賃設定の目安がタクシー運賃の1/2であったため、ボランティア的な運行がほとんどであり、安全面や継続性に不安があった「事業者協力型」として、交通事業者の参画も認められたため、安全面は向上している	<ul style="list-style-type: none">配車アプリの使用を前提として、データに基づく公共交通議論の促進につなげるタクシーが不足する時間帯や曜日などの穴埋めとしての性質

道路運送法(抜粋)

(有償運送)

第78条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 1 災害のため緊急を要するとき。
- 2 市町村、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
- 3 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

公共ライドシェア実施の目的

道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）

目的

将来的な犬山市の移動手段として適するかを検証

- ①（運転手不足、費用増額等により）バスを減便せざる得ない場合となった時の移動手段の検証
- ②バスの利用者が減少し、バスによる大量輸送が不要となった時の移動手段の検証

方法

交通空白地（※）で公共ライドシェアを実施

※交通空白地…移動を希望する者が、恒常に、許容可能な時間内（15分程度）に公共交通を利用できない地域（会議で指定）

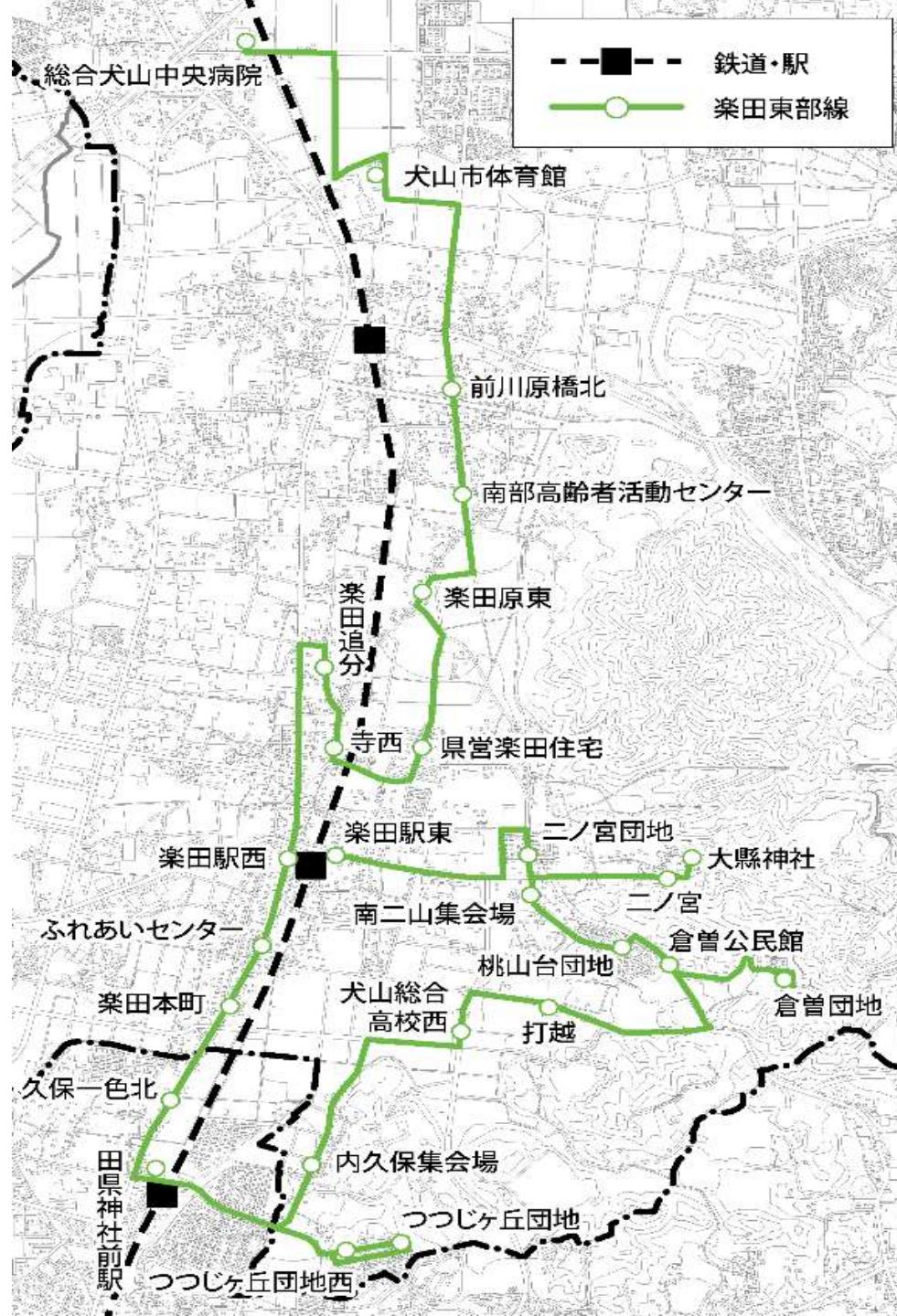
◆運行エリア



◆運行概要(案)

実施主体	犬山市
協力事業者	交通事業者 ※運行と車両の管理を実施
運行形式	運行ルートは定めず、予約に応じて所定のバス停等間を最短経路で結ぶ ※自宅付近の停留所⇒楽田東部線のバス停(7ページ参照)
運行時間	電話予約制で週2日間の運行 ※残りの3日間はわん丸君バスを運行
運行期間	令和8年12月1日(火)から令和9年11月30日(火)まで ※継続については、利用状況を見て判断する ※土日祝は運行しない ※年末年始の市役所閉庁日は運行しない
車両	市で用意するハイエース1台 ※予備車も用意する(市の公用車・交通事業者の社用車)
運転者	普通1種免許の所持者 ※朝夜のライドシェアとは別の運転手 ※交通事業者が雇用契約を締結し、運行を管理する ※求人は市で実施 時給:1,300円 勤務時間:8:30~16:30
運賃	1乗車100円 ※未就学児は無料 ※障害者手帳等所持者は無料
利用方法	・事前登録は不要とし、誰でも利用可能 or 事前登録して乗車 ※今後検討 ・乗車時に運賃を支払う ・支払い方法は、QRコード決済又は回数券とする(市役所窓口のみで販売)

楽田東部線の路線(案) ※令和8年12月以降



メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・目的地まで最短距離で行ける ・わん丸君バスより時間の融通がきく ・1乗車100円(片道利用ならわん丸君バスより安い) ・自宅付近で乗車できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の予約が必要 ・ドライバーは普通1種免許の所持者 (タクシードライバーではない) ・現金は利用不可

1年間の実証実験の結果…

(例)

- ・わん丸君バスより使い勝手がいいから、毎日運行としたい
- ・やはり使い勝手が悪いから、わん丸君バスに戻したい

◆運行車両



実走車:10人乗りのワゴン車(ハイエース) 1台

予備車:8人乗りのワゴン車(セレナ) 2台

+

交通事業者が用意する車 1台以上

実走車の車内



実走車の車内イメージ



※通常時は、実走車を使用し、実走車が事故や点検等により使用できない場合に予備車を使用する。

※実走車と市が準備する予備車の駐車場は、犬山市役所駐車場とする。

※公共ライドシェアとして運行していることが識別できるように、車体にマグネットシートを貼る。

◆運転者

要件

- ①普通1種免許の所持者
- ②心身共に健康な者

勤務時間

8:30~16:30
(休憩1時間)

報酬

時給1,300円

※求人は市が行い、雇用契約は交通事業者が締結する。

※運転者の選定については、市と交通事業者が協力する。

※運行実施前日までに、交通事業者が実施する安全運転研修を受講する。

※勤務時間は、運行前後の点呼や車両点検の時間も含む。

※報酬の金額は、市の「パートタイム会計年度任用職員」に準ずることとする。

◆運賃

1乗車 100円 ※わん丸君バスの運賃相当とする(往復での利用を想定)

※未就学児は無料とする。

※乗車時に支払う。

※支払い方法は、QRコード決済を原則とするが、回数券も市役所にて販売する。
(PayPay、d払い、auPAY、楽天ペイ、メルペイ)

※ QRコード決済に必要な手続きは交通事業者が実施する。

◆事業者に協力を依頼する内容

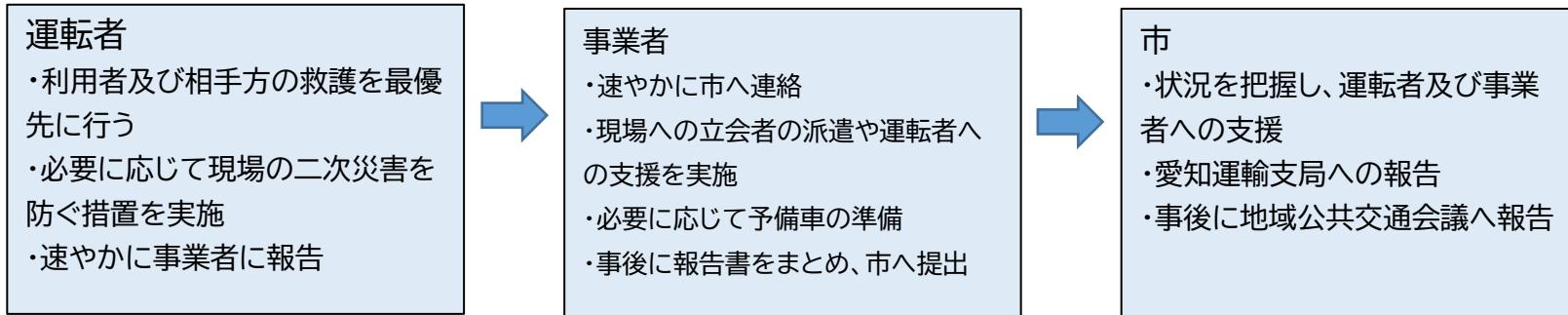
運行管理業務	車両管理業務
<ul style="list-style-type: none">・運行における関係機関との調整・運転者の雇用・運転者に対する研修・運転者の配置・運賃の徴収・データ収集	<ul style="list-style-type: none">・日常の点検、清掃・法定点検等の実施(手配)・車体用マグネットシートの準備・決済用QRコードの準備・修繕(必要となった場合)の実施

◆事業者の選定方法

犬山市にて指名競争入札を実施し、選定された事業者と契約を締結する。

◆緊急時の対応体制

①事故発生時



②大雨・降雪等の荒天時

状況次第では、市の判断において安全を確保するために運行を中止する。

<例>

- ・名古屋鉄道が計画運休を実施するとき。
- ・台風が明らかに近づくと予想されるとき

③災害発生時

事故発生と同様とし、安全が確保できるまでは、運行を中止する。

④苦情等の処理

- ・利用者等からの苦情等に関しては、市、事業者、運転者の3者で誠実に対応し、情報共有を図る。
- ・上記の①～③によりやむを得ず予定していた運行を中止または遅延する場合は、親切丁寧な対応を心がける。
- ・本事業により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、一次対応としては事業者にて適切に対応する。

⑤満車時

タクシーを手配する。

◆スケジュール

	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬																						
地域公共交通会議(報告)																															
市議会(臨時・定例)	■			■	■	■										■															
事業者入札～契約		■	■																												
地元調整(停留所等)					■	■	■	■	■	■	■	■																			
運転者募集期間													■	■	■	■															
運輸局への届出期間																	■	■	■	■											
運転者教育など																		■	■	■	■										
地元説明会																			■	■	■										
広報(運転者募集)										■																					
広報(事業実施)・回覧																									■						
運行																										■					

5月号

11月号